

旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定
(令和3年12月23日一部改訂)
一般社団法人日本旅客船協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(随時変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定¹を踏まえ、旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について整理したものである。

旅客船事業は、離島の生活航路に代表される国民の安定的な生活の確保及び社会機能の維持に必要不可欠な公共交通機関であることに加え、フェリーにおける自動車航送は物流の一翼を担う重要な社会基盤であり、対処方針においても、業務の継続が求められている。また、屋形船や遊覧船等の観光船は、新型コロナウイルス終息後のV字回復における基盤の一つとして重要なインフラでもある。

このため、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められているところである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に

¹ ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

・ 新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症専門家会議資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

貢献していくことをお願いしたい。なお、本ガイドラインは、傘下事業者等（会員事業者及びこれらの関係事業者）が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

旅客船事業は、旅客ターミナルや旅客船内において乗客と従業員（旅客船の乗組員を含む。）、乗客同士が接触する機会が多いことに加え、海上（河川湖沼を含む。）においては乗客及び従業員が一定の間、外部から隔離された船内空間に留まることになる事業の特殊性を十分に考慮し、乗客及び従業員への感染拡大を防止するよう努めるものとする。

このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するための最大限の対策を講じる。

特に、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路²や、感染リスクが高まる「5つの場面」³に留意し、個々の事業の様態等に応じた対策を実施することが重要である。

3. 講じるべき具体的な対策

（1）感染予防対策の体制

- ▶ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ▶ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、船員関係法令を踏まえ、安全衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ▶ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

² 接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNE6923B63F7DB951385883787f4c0ef9fca223b84ba70988e031da3015671948e4564da9b9412>

³ 感染リスクが高まる「5つの場面」

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

(2) 乗客に対する感染防止対策

① 共通事項

- 不特定多数の乗客が利用する場所においては、以下の感染防止策を講じる。
 - ・アルコール性手指消毒剤の設置及び設置場所の周知徹底を行う。
 - ・乗客に対する手洗い、手指消毒及び正しいマスクの着用⁴を含む咳エチケット⁵や大声、会話を控えることへの徹底について協力の呼びかけを行う。
 - ・乗客と従業員が対面するターミナル内のカウンターや船内案内所等における飛沫感染防止のための仕切り(アクリル板・透明ビニールカーテン)の設置を行う。
 - ・ターミナル内のカウンターや船内案内所等の乗客が列を作る場所における乗客間の一定距離(できるだけ2メートル(最低1メートル))を目安に距離を確保するよう努める。
 - ・切符売り場や船内売店における可能な限りのキャッシュレス決済の導入(業務委託している場合は、委託業者に協力を求める。)を図る。
 - ・ターミナル及び旅客船内の換気(換気設備の適切な運転、可能な場合は1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上の窓の開放等)を行う。
 - ・乗客の手が触れる場所(テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチ、手すりなど)の定期的な清拭消毒を行う。
 - ※消毒方法は、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」⁶を参考とする。設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、上記 HP の情報を参考に当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
 - ・いわゆる「空間除菌」と称する消毒薬の噴霧や、オゾンガス発生装置等による感染対策を行う場合は、医学的な根拠に基づく効果を確認することが重要であり、効果のない感染対策は避ける。

⁴ 正しいマスクの着用法 <https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

⁵ 咳エチケット <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

⁶ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

②旅客ターミナルにおける対策

- ▶ 乗客の乗船手続き時における発熱や咳等の症状の有無などの健康状態の確認を事業者の創意工夫により実施する。その際、既に長距離フェリーをはじめとして導入されている乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施するとともに、発熱等の症状がある者は乗船をお断りするなどの措置を講じる。
- ▶ なお、他社が運営するターミナルを利用している場合は、当該運営会社に対し、上記①を含めその対策の実施に係る協力要請を行う。

③旅客船内における対策

- ▶ 個々の船舶の座席の配置形態等に応じて取りうる方法により、可能な限りの乗客間の間隔の確保に努める。
- ▶ 船内パブリックスペースや、船内イベントについては、その提供・実施にあたっては、「三つの密」のいずれも回避する観点から、十分な感染予防対策を講じるとともに、各都道府県による要請内容を踏まえて適切に対応する。
- ▶ 船内レストラン等における飲食の提供に際しては、飲食業界において作成されるガイドライン⁷も参照の上、座席数の制限や利用者の対面を避けるなどの工夫により、利用者の密集を避けるための必要な措置を講じる。
- ▶ 長距離フェリー等宿泊を伴う場合は、宿泊業界において作成されるガイドライン⁷も参照し、必要な措置を講じる。

(3) 従業員に対する感染防止対策

①健康管理

- ▶ 従業員に対し、出勤前又は乗船前に、発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無の健康状態に加え、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触の有無を確認させ、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励し、自宅待機の上、経過観察を行う。

⁷ 業種別ガイドライン一覧【飲食：11 食堂、レストラン、喫茶店等、宿泊：12 生活必需サービス（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等）のガイドラインを参照】

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210916>

- 勤務中に具合が悪くなった従業員は、必要に応じて直ちに帰宅・下船させ、自宅待機とする。(直ちに医療機関を受診することができない場合であって、抗原簡易キットを活用した検査が可能な場合には、当該検査を実施する。)ただし、乗組員について直ちに下船できない場合は、他の乗組員との接触を避ける等の措置を講じた上で、下船までの間、船内療養の上、経過観察を行う。
 - 乗船中の乗組員・乗客に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合には、4. 船内で有症者等が発生した場合の具体的な対策に従って対応する。また、直ちに陸上の管理部門に報告するものとし、事前に連絡体制を構築する。
 - 発熱や具合が悪く自宅待機・船内療養となった従業員については、医療機関を受診または「受診・相談センター」⁸への相談を指示する。
 - 旅客ターミナル及び旅客船内の売店等で勤務する雇用関係のない者については、委託業者等に適切に対応するよう協力を求めるものとする。
 - 上記のほか、出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施することが推奨される。その際、検査の結果が陽性であった場合は、連携医療機関を受診させ患者と診断されれば、保健所に連絡して指示を仰ぐとともに、初動対応における接触者に対し、保健所の了承を得た上で、PCR 検査等を速やかに実施する。なお、抗原簡易キットの購入に際しては、
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること
 が必要であることに留意する。
- これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照すること。

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

⁸ 受診・相談センター一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

②通勤

- ▶ 陸上の従業員については、ターミナルの受付など、業務の性質上、出勤が必要不可欠な者を除き、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。なお、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や咳エチケット、会話を控えること等を徹底する。
- ▶ 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。

③勤務

- ▶ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的かつ正しい方法⁹での手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置する。
- ▶ 従業員が、乗客や他の従業員とできるだけ2メートル(最低1メートル)を目安に距離を確保するよう努めるものとし、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲で一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。従業員に対し、勤務中のマスク着用の徹底を促す(品質の確かな、出切れれば不織布を着用する。)。特に、複数名による共同作業など近距離が不可避な作業においては、これを徹底する。ただし、作業量が多く、作業が長時間に及ぶときはマスクによる呼吸困難に注意する。
- ▶ ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で制服等に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- ▶ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようし、必要最小限の時間で行う。

⁹ 手洗いの正しい方法 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>)

- 勤務で外部の者と接触する必要がある場合は、必要最小限の時間とし必ずマスクを着用するとともに、外部の者が帰船後は、必ず手洗い、手指消毒等を実施する。
- 事務室内において、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上の窓の開放等)を行う。なお、乾燥により、湿度が下がる場合は、設備・機器の状況に応じて可能であれば、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行うことを推奨する。

④休憩・休息

- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても、できるだけ2メートル(最低1メートル)を目安に距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、「三つの密」を防ぐことを徹底する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、対面での飲食を避けるとともに、できるだけ2メートル(最低1メートル)を目安に距離を確保するよう努める。
- 上記の場面等で、マスクを着用しないときは、会話を控える、又は会話をするときには、その都度マスクを着用することを徹底する。
- 入退室の前後の手洗いを徹底する。

⑤トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する高頻度接触部位(ドアノブ、レバーハンドル等)は清拭消毒を行う。また、トイレ内の換気を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- トイレを使用する際は、手洗いを徹底するとともに、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらおう。なお、ハンドドライヤー設備は、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認される場合は使用できる。

⑤設備・器具

- 操舵輪、ボタン、タッチパネルなど、業務中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。
- 業務に必要な道具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に清拭消毒を行う。
- 制服等の衣類はこまめに洗濯する。
- テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチなどの共有設備については、定期的に清拭消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。旅客船内等においてゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。
- 個別の作業スペースの換気に努める。

⑥部外者の立ち入り

- 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- 事業活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、その立ち入り人数を必要最小限とした上で、船舶のみならず陸上管理側も当該部外者の把握を行う。また、当該部外者に対しても、発熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

⑦従業員の意識向上

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」¹⁰や『新しい生活様式』の実践例¹¹、感染リスクが高まる「5つの場面」を周知するなどの取組を行う。

¹⁰ 人との接触を8割減らす10のポイント

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

¹¹ 『新しい生活様式』の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

⑧その他

- 乗船中の乗組員については、緊急事態宣言下の港湾に於いて、不要不急の上陸は極力避ける。
- 上陸が必要な時は最少人数で業務を行う。
- 衛生管理責任者(船内においては衛生担当者)と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。

4. その他

船内で有症者等が発生した場合の対応等、その他の対策については、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(国土交通省海事局安全政策課)」(別添)を参照し、適切に対処する。

(以上)